

よくある質問（Q & A）

Q 私は65歳を超えています。受給できなくなりますか？

A 令和9年3月31日時点で受給資格がある方は、
65歳を超えていても、引き続き受給資格は継続します。

※提出いただく同意書の基づいた所得審査により券を交付できない場合があります。

Q 同意書を提出しないとどうなりますか？

A 所得・課税状況を確認できないため、更新手続きができません。
次年度のタクシー券・ガソリン券をお渡しできません。

Q なぜ同意書が必要なのですか？

A 受給資格確認のため、市町村民税の課税状況を確認する必要があります。
ご本人の同意を得た上で確認させていただきます。

Q 同意書は誰が提出すればよいですか？

A 受給者ご本人が記入・署名してください。
【代理の方が代筆・提出することも可能です。受給者名での提出必須。】

手続きの流れ

① 同意書を確認



② 必要事項を記入



③ 返信用封筒で返送



提出期限：令和8年10月30日（金）まで